

## 令和2年度

### 「ふれあい地域懇談会」に係る議題について

#### < 西鎌倉地域 >

内容	
地域の懸案事項に関する報告	<ul style="list-style-type: none"><li>① 高齢者の外出支援等交通手段の確保について</li><li>② 空き家対策について</li></ul>
本年度の地域の議題に関する回答	<ul style="list-style-type: none"><li>① ゴミの不法投棄問題</li><li>② 災害対応意識の向上</li><li>③ オンラインによる環境整備を地域ではどのように意識したら良いのか</li><li>④ 高齢化対策について（人生100年時代を迎えて）</li><li>⑤ 旧西鎌倉子ども会館の継続的支援</li><li>⑥ 手広四丁目市道の速度規制のお願い</li><li>⑦ 防犯カメラの設置率向上と窃盗事件の抑止</li></ul>



## 地域の懸案事項に関する報告

西鎌倉-R2-1	高齢者の外出支援等交通手段の確保について
西鎌倉-R2-2	空き家対策について

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	西鎌倉-R2-1
テ ー マ	高齢者の外出支援等交通手段の確保について
概 要	1 地域バスの現状、MONETとの実証実験の進捗 2 デイサービスの車両の活用等について
担 当 部 課	共創計画部 交通政策課 健康福祉部 高齢者いきいき課

議題に対する回答等

1 地域バスの現状、MONETとの実証実験の進捗

バス事業者との意見交換の場において、事業の採算性に加え、現在は、運転手の確保が喫緊の課題であり、増便は難しいとの見解をいただいているところです。

引き続きバス事業者へ増便について要請・意見交換を継続する予定ですが、バスの運転手不足や採算性、持続可能性などを考えると、交通事業者に頼るという手法は限界があり、共助・互助などの様々な手法の活用が不可欠と認識しています。

そのため、市としては、今後急速に発展が見込まれるテクノロジーの活用も視野に入れ、MONET Technologies株式会社(以下MONET)の協力を得て、オンデマンドのモビリティサービス※の導入に向けた検討を行っています。

令和2年度(2020年度)は、交通不便地域である二階堂・浄明寺地区において実証実験を行う予定です。

なお、西鎌倉地域の皆様とは、令和元年(2019年)10月22日に開催された西鎌倉地区社会福祉協議会主催の「地域の移動手段の在り方の意見交換会」において、MONETとの実証実験の検討状況等を説明し、意見交換をさせていただきました。

オンデマンドのモビリティサービスについては、各地域のニーズを踏まえ、また先進事例等も参考にしながら、全市展開できる、持続可能な仕組みを構築したいと考えていますので、今後も地域のニーズを聞かせてさせていただきたいと考えています。(交通政策課)

2 デイサービスの車両の活用等について

高齢者の外出支援策として、社会福祉法人等が所有している施設利用者や職員の送迎用車両を活用した、地域貢献送迎バスモデル事業を、令和元年(2019年)4月から実施しているところです。

現在、鎌倉プライエムきしろが、施設のある関谷から大船駅西口に行く途中で玉縄すこやかセンターに寄っていただく送迎サービスを、稲村ガ崎きしろが

買い物支援として、七里ガ浜東にあるスーパーに買い物に来た高齢者を自宅まで送っていただくサービスを、また、令和元年(2019年)12月から、ふれあいの泉が買い物支援として大船にあるスーパーに買い物に来た高齢者を自宅まで送っていただくサービスを実施しているところです。

令和元年(2019年)には、腰越地域にある社会福祉法人にも協力依頼を行いましたが、実施に至っていないため、引き続き協力依頼を行っていくなど、地域貢献送迎バスモデル事業の拡充に努めてまいります。(高齢者いきいき課)

※定時定路線ではなく、利用者からの要求があった際に提供する移動サービスのこと

添付資料	
------	--

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	西鎌倉-R2-2
テ ー マ	空き家対策について
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の現状</li> <li>・ 空き家の有効活用</li> </ul>
担 当 部 課	都市整備部 住宅課

議題に対する回答等

空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「特措法」という。)において、「概ね1年間を通じて居住や使用されていない戸建てや全室が使用されていないアパート等及びその敷地が空家等」とされており、令和2年(2020年)3月時点で市が把握している「空き家である可能性が高い戸建て住宅」は、約1,200戸となっています。

そのうち1軒の空き家を昨年本市で初めて特定空家※に認定し所有者へ処置を要請してきましたが、今年度に入り空き家が撤去されたことから、特定空家はなくなりました。

また、空き家の活用につきましては、所有者の意向によるところが大きく、活用を望まれても、耐震改修工事や修繕工事が必要となる場合や用途地域によって住宅以外の活用が難しい場合もあるため、活用に当たっては事前の確認が必要となります。

市では、空き家化の防止や空き家の利活用推進のため、法律や不動産等の専門家団体と「空家等対策に関する協定」を締結し、所有者等が抱える課題の解決に向けた相談体制を整えており、令和2年度固定資産税等納税通知書に専門家団体の相談窓口等の案内を記載したリーフレットを同封し、周知に努めています。

※倒壊等の危険のおそれがあると認められた空き家

添付資料	リーフレット
------	--------

# 空き家となっている建物は 適正に管理されていますか？

令和元年、関東甲信地方などを直撃した台風第15号や第19号は、市内の建物に大きな被害をもたらしました。

空き家も被害を受け、周辺に影響を及ぼしている可能性があります。改めて点検し、安全性の確保をお願いします。



## どんなところを見ればいいのか？

### ◆雨樋が詰まっていますか？

雨樋が詰まっていると、雨樋から溢れた水が、外壁や建物の基礎に伝わり、建物の老朽化を進行させる原因になります。

### ◆屋根や外壁が破損していませんか？

屋根や外壁が破損していると、雨漏りの原因になったり、強風で破損部分が飛んだりすることがあります。

### ◆スズメバチが巣を作っていないか？

個人が所有する建物等に営巣したスズメバチの巣の駆除を業者に依頼し実施した場合、その費用の一部を市で補助しています。

担当課 環境保全課・・・内線2282

### ◆窓ガラスが割れていませんか？

### ◆ポストが郵便物等で溢れていませんか？

### ◆庭木や雑草が繁茂していませんか？

草木が繁茂していると、お隣の家が迷惑したり、歩行者の通行を妨げたりする恐れがあります。

### ◆塀にヒビが入っていませんか？

危険なブロック塀等の除却及びフェンス設置工事に係る費用の一部を市で助成しています。  
担当課 建築指導課・・・内線2528

### ◆ごみ等が放置されていませんか？

ごみ等を放置すると、衛生状態が悪化し、害獣虫が住み着く原因にもなります。

空き家では、雨漏りがしていないかの確認や、定期的に換気をしよう！  
点検の際は、ご近所に挨拶すると、ご近所の皆さんも安心するね。



倒壊等の危険があるまま放置すると、土地の固定資産税等が増額される可能性があります。  
空き家の売却や利活用についてご相談がある方は裏面をご確認ください。

# あなたの家について専門家が相談に応じます

住宅の空き家化の防止や空き家となった住宅の適正管理などの取組みを推進するため、市と各専門家団体とで「空家等対策に関する協定」を締結しました。

各団体では、空き家の売買、相続、改修、登記、法律等に関する相談を行うことができます。



ご相談の内容によっては有償になる場合や、相談先が異なる場合があります。

## 法律に関するご相談

### 神奈川県弁護士会

横浜市中区日本大通9番地

TEL045-201-1881

<https://www.kanaben.or.jp/index.html>



## 不動産登記、境界に関するご相談

### 神奈川県土地家屋調査士会

横浜西区楠町18番地

TEL045-312-1177

<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>



## 改修に関するご相談

### 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 鎌倉支部

鎌倉市大船5-2-4

TEL0467-43-1431

## 相続に関するご相談

### 神奈川県司法書士会無料電話相談

司法書士相続ホットライン(鎌倉エリア対応)

TEL050-5212-0628

受付時間：平日13時～16時

<https://www.shiho.or.jp/>



### 神奈川県行政書士会鎌倉支部

鎌倉市小町1-3-7大石ビル301

TEL0467-84-7499

<https://gyosei-kamakura.com/>



## 売却や賃貸等に関するご相談

### 公益社団法人全日本不動産協会 神奈川県本部湘南支部

藤沢市朝日町5-7藤沢市建設会館3階

TEL0466-28-1445

<https://kanagawa.zennichi.or.jp/shounan/>



### 公益社団法人

### 神奈川県宅地建物取引業協会 鎌倉支部

鎌倉市大町2-1-10

TEL0467-23-2085

<https://www.kanagawa-takken.or.jp/chiiki/a-21.html>



## 被相続人居住用家屋等確認書に関するご相談

### 鎌倉市役所住宅課

市役所本庁舎4階

TEL0467-23-3000(内線2824)

確定申告で、空き家の譲渡所得から3,000万円が特別控除されるために必要な書類「被相続人居住用家屋等確認書」は住宅課で交付します。

制度の概要や申請書の様式は国土交通省のホームページでご確認ください。

国土交通省：空き家の発生を抑制するための特例措置

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000030.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html)



空き家に関するご相談全般は住宅課住宅担当まで

TEL0467-23-3000(内線2824)



市の空き家対策のホームページで、過去に配布したリーフレットを掲載しています。  
[http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/akiya\\_taisaku.html](http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchiku/akiya_taisaku.html)

## 本年度の地域の議題に関する回答

西鎌倉-R2-1	ゴミの不法投棄問題
西鎌倉-R2-2	災害対応意識の向上
西鎌倉-R2-3	オンラインによる環境整備を地域ではどのように意識したら良いのか
西鎌倉-R2-4	高齢化対策について（人生100年時代を迎えて）
西鎌倉-R2-5	旧西鎌倉子ども会館の継続的支援
西鎌倉-R2-6	手広四丁目市道の速度規制のお願い
西鎌倉-R2-7	防犯カメラの設置率向上と窃盗事件の抑止

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	西鎌倉-R2-1
テーマ	ゴミの不法投棄問題
内容詳細	<p>手広地区よりこの問題が提起されました。手広地区ではいくつかのクリーンステーション（特に東レの前の道路や駐車場の側道に面したクリーンステーション）で不法投棄が目立ちます。通勤途中で放り投げている人もいます。</p> <p>市役所の対応は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直ぐに持っていくと放置を認めることになり、逆に不法投棄を促進することになりかねない</li> <li>・そこで一定期間（1～2週間以上）はそのまま放置し、回収をしている</li> </ul> <p>しかし、クリーンステーションの場所を提供している市民の立場からすると自宅の前に常にゴミが放置されていることになる。何とかならないか。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験的に防犯カメラを設置し、反応を見る</li> <li>・防犯カメラの設置は、特に不法投棄しやすい場所は、安全上問題がある場所と一致する⇒東レの前の道路は不審者が多い場所とされている。</li> </ul> <p>市民の安全を確保する意味でも大きな効果を持つのではないのでしょうか。</p>
担当部課	環境部 ごみ減量対策課 防災安全部 市民安全課

議題に対する回答等

日頃より、市民の皆様にはクリーンステーションの維持・管理に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

現在、クリーンステーションへ不法投棄されたごみは、回収できない理由を記載した黄色のシール（ダメシール）を貼り、排出者への是正を促した上で、それでも持ち帰りされなかった場合は、1～2週間後を目安に市が回収しています。

日常的な対応といたしましては、クリーンセンターの職員が、各クリーンステーションを巡回しており、ごみによる通行の妨げや周囲の衛生面等、状況に合わせて即時回収や清掃を行っております。

それでも不法投棄が続く場合は、注意看板の設置や、鎌倉市廃棄物の減量化、資

源化及び処理に関する条例第 21 条の 3 に基づき必要な調査を行い、排出者が特定できた場合は当該排出者に対し、指導を行っています。

一方で、不法投棄の未然防止策は、地域の特性によって異なることから様々な手法を講じていく必要があると認識しており、御提案をいただいた防犯カメラやボランティアの方による見守り活動も、有効な対策のひとつと考えます。市内に約 5,000 箇所あるクリーンステーションに防犯カメラを設置することについては、肖像権の侵害や費用面などの課題もあり、市が独自に設置することは出来ませんが、地域の住民の皆様が合意の上、自治・町内会等の自主防犯団体が防犯カメラを設置する場合は、経費の一部を助成する制度がありますので、御相談ください。

また、ボランティアの方による見守り活動につきましては、地域防犯活動を行っている自治・町内会が多くあることから、この活動に不法投棄防止の見守りの視点を加えていただけるよう呼びかけてまいります。

このほか、クリーンステーションに不法投棄を防止するための看板を設置する際の支援や、不法投棄が少ない地域の対策を好事例として市民の皆様に御紹介するなどの取組も進めてまいります。

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	西鎌倉－R2－2
テーマ	災害対応意識の向上
内容詳細	<p>近い将来地震や津波、大型台風の襲来が予測される中で、もしもの時の危機意識の共有がなされていないのではないかと思います。地区全体の住民が何か起きた時どうすれば良いのか、どこに避難し、その時にどうすれば良いかを考える機会が無いと思います。もっと危機意識を醸成する工夫を市全体で行うべきではないでしょうか。</p> <p>例えば連合会会長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・語り部による情報提供</li> </ul> <p>◇関東大震災時の鎌倉はどのような状況だったのか</p> <p>◇神奈川県を震源地とする地震は過去何回、どこで、どの程度の地震があったのか</p> <p>◇過去西鎌倉地区、鎌倉地区での災害は？</p> <p>そしてもし地震が発生したらどこに逃げたらよいのか</p> <p>◇COVID-19が蔓延する中で避難所に避難した時の注意事項は（日頃からどんな準備をしておいたら良いのか）</p> <p>◇防災マニュアルや避難所運営マニュアルを住民にとってもっと身近なものにしたいと考えている。災害時、実際にどのような状況になり、どのような行動が伴うのかを整理する必要があると考えている。災害時に避難所開設にあたっては地域に在住する市職員や学校職員と協力して対応すると思うので、そうした方を交えた行動確認の機会は設定可能か。</p>
担当部課	防災安全部 総合防災課 教育部 中央図書館

議題に対する回答等

関東大震災時の鎌倉の状況について、『鎌倉震災誌』（昭和五年鎌倉町役場刊）によれば、被害は鎌倉町で全壊1,455戸、半壊1,549戸、埋没した家8戸。さらに津波による流出113戸、地震直後の火災で全焼が443戸にのぼり、半焼は2戸で、死者412名、重傷者341名を数えました。大船（山ノ内を含む）の被害は全壊450戸、半壊80戸、死者18名、負傷者は23名。腰越津村の被害は全半壊合せて310戸、死者70名でした。鎌倉は一瞬の内に壊滅し、山は崩れ一時は陸の孤島のような状態になりました。詳しくは、『鎌倉市図書館近代史資料室だより第2号』（鎌倉

市中央図書館 2014 年 1 月刊)、『特別展鎌倉震災史』(鎌倉国宝館 2015 年 10 月刊)、『鎌倉震災手記』(鎌倉市中央図書館 2017 年 3 月)、NAMAZU の会『新編鎌倉震災志』(冬花社 2017 年 7 月刊)をご参照ください。

過去西鎌倉地区、鎌倉地区での災害ですが、西鎌倉住宅地分譲開始の昭和 40 年からの被害について『手広考つれづれ』石井和行著(角川学芸出版 2012 年 7 月刊)により、西鎌倉地区に隣接する手広地域の被害がわかります。また、『神奈川の気象百年』(横浜地方気象台 1996 年 8 月刊)、『鎌倉市地域防災計画資料編平成 30 年度』、新聞記事データベースによると鎌倉地区での被害があったことがわかります。以下、記載します。

1965 (昭和 40) 年 第一小学校火事 2 棟 34 教室 民家にも延焼 10 棟

1966 (昭和 41) 年 朝礼中に火事 鎌倉市立二小

1966 (昭和 41) 年 台風 4 号の被害多く、災害救助法適用 手広地区

1973 (昭和 48) 年 車の主婦へ土砂 鎌倉で一瞬の死 梶原

1977 (昭和 52) 年 裏山崩れ、主婦圧死 長雨に「危険通知」直後 扇ガ谷

1978 (昭和 53) 年 数年来の大雪のため、横須賀線不通 手広も

1982 (昭和 57) 年 台風 18 号 夫婦生き埋め 新興住宅地で土砂崩れ 浄明寺

1984 (昭和 59) 年 吹雪に見舞われ、積雪 22cm 手広

2004 (平成 16) 年 台風 22 号により山崩れ、水害等の大被害。手広熊野神社裏山三箇所崩壊

2019 (令和元) 年 鎌倉 12 世帯 土砂で孤立 台風 15 号 二階堂

昭和 40 年以前の災害については下記の資料をご参照ください。

『鎌倉災害年表稿 近代』(鎌倉郷土資料研究会 1990 年 4 月刊) 『鎌倉災害年表稿 近世』(鎌倉郷土資料研究会 1985 年 8 月刊)、『神奈川県災害誌(自然災害)』(神奈川県 1971 年 3 月作成)。(中央図書館)

気象庁のデータベースによると、大正 8 年(1919 年) 1 月 1 日以降、令和 2 年(2020 年) 6 月 19 日までの時点で、神奈川県東部および西部を震央(震源の真上の地点)とする震度 1 以上の地震は計 345 回あります。このデータベースは、観測された市町村や震度など、検索条件を細かく設定できます。

(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.php?ByPref=36>)

地震が発生し、津波の危険がある場合は、各自ですぐに高いところに避難します。災害などにより、家屋の倒壊や火災などによって居住場所を失ったとき、または失うおそれのあるときは、まず自主防災組織が事前に決めた集合場所へ一時的に避難し、その後、集団で「避難所(ミニ防災拠点)」へ避難します。

また、火災の延焼拡大により避難所が危険になった場合に、煙や輻射熱から私たちの生命を守る「広域避難場所」へ避難します。

避難所(ミニ防災拠点)は市立小中学校 25 校です。風水害時には主に市立小学校 16 校を開設しています。自宅にいる時に被災するとは限らないため、避難所(ミニ防災拠点)は、発災時の状況に合わせ、どこへ避難しても構いません。

災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応を考慮した災害時の避難について、①事前に各自が自宅周辺のハザードリスクを理解し、非常用持ち出し袋等を準備しておくこと ②避難先は市の避難所に限らず、安全な親戚や知人宅に避難できるよう予め相談しておくこと ③避難所に避難する際には、感染症予防の観点からできるだけマスク・消毒液・体温計等をお持ちいただくこと ④避難所では、手洗いや咳エチケット等を励行し、感染症にかからない・うつさないよう留意すること、が肝要です。

市としても避難所用資機材の整備など準備を進めておりますが、市民の皆様にご知っていただく必要があることから、広報かまくらに上記内容を掲載しています。（添付資料広報かまくら7月15日号「2020年防災特集保存版」）

共助の観点から、西鎌倉小学校区防災委員会が西鎌倉小学校避難所の避難所運営マニュアルを平成31年（2019年）3月30日に策定しています。また、西鎌倉小学校ブロックでは、平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）は行われていませんが、平成28年度（2016年度）・平成29年度（2017年度）には近隣自治・町内会等が集まってブロック訓練を行っています。策定したマニュアルに従い、近隣自治・町内会等と訓練計画を立て、ブロック訓練への職員の参加について総合防災課までご相談ください。（総合防災課）

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	西鎌倉-R2-3
テーマ	オンラインによる環境整備を地域ではどのように意識したら良いのか
内容詳細	<p>新型コロナウイルス（COVID-19）が蔓延する中で地域活動は縮小していくと思われます。若い人や日頃会社でオンライン対応に慣れている人は問題ないようですが、高齢化が進む中で高齢者に対する良い意味での対応力向上を図っていかないとオンライン難民を多数輩出し、情報伝達がうまく行かないことも予測されます。だからオンライン以外のアナログ（地域の放送）を強化ではなく市役所や西鎌倉連合が主体となって</p> <p>◇Z o o m初級コースの開催 ◇スマホでテレビ電話体験 ◇鎌倉市役所からのメールによる通信の受信率向上（目標設定）等の必要性 ◇W i - f i 端末やモバイル端末の市からの貸与や全額補助等の検討は可能か</p> <p>*台湾や韓国、中国に対し大幅に通信活用等が遅れているのは、年寄りには無理と決めつけ優しく教えようとしなない、もともと無理と決めつけているところにもあるのではないかと思います。優しい説明講座の開催等により、少しでも多くの老人がスマホを使いこなすように指導していく事も求められるのではないかと思います。</p>
担当部課	<p>市民生活部 地域のつながり課 健康福祉部 高齢者いきいき課 共創計画部 政策創造課</p>

議題に対する回答等

オンラインの会議をはじめとしたテクノロジーの活用は、コロナウイルスとともに歩むこれからの新しい生活様式において、地域活動の継続性を高めるうえで有効であると認識しているところです。

これまでも、鎌倉市自治町内会総連合会では、地域の活性化に向けた研修会を行っているほか、鎌倉市が指定管理者制度にて運営している鎌倉市市民活動センターでは、オンライン会議の導入の相談を受けているところです。（地域のつながり課）

また、令和2年度（2020年度）においては、鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉）が民間企業と連携し、パソコン講習の実施を予定しているところです。（高

齢者いきいき課)

さらに、市ではリビングラボ※の手法などを用いて、高齢者のデジタル機器に対する考え方や活用に向けた課題の実態把握をしております。

その中で、高齢者がデジタル機器を使い、生活の利便性を高めていくためには、研修会の実施だけでなく、実際に地域活動やご近所同士でのコミュニケーションの中で活用し、分からないことを互いに気軽に教え合うことのできる地域コミュニティーの存在が重要であることが分かっています。

市としては、高齢者のデジタル機器の活用を含めたオンライン環境の充実に当たり、地域の中で持続可能なかたちで展開していくため、このような自主的な地域コミュニティーづくりに地域との共創関係を築きながら取り組んでまいります。(政策創造課)

※まちの主役である住民が主体となり、産官学民(企業・行政・大学・行政)で地域の課題を考え、暮らしを豊かにするためのサービスやモノを生み出したり、より良いものにしていく活動。

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	西鎌倉-R2-4
テーマ	高齢化対策について（人生100年時代を迎えて）
内容詳細	<p>鎌倉地区は高齢化が進んでいます。2018年9月で高齢化率30.63%（全国平均28.0%）となっています。この数字は今後とも変わらないと思います。その中で地域のシニア層は増え続け、町内会組織も高齢化が目立ちます。高齢化が目立つ中で町内会活動を総括すると</p> <p>◇役員のみ手が少なく、若い人は敬遠する傾向があるようです。自分たちは現役で自治会活動は引退した年寄りのものという意識を持つ方も多いようです。</p> <p>◇高齢者の就業率も増え、65歳以上の就業率は44.3%（2017年度）となっており高齢者が自治会活動を担っても負荷がかかっている状況</p> <p>◇人生100年時代が標榜される中、自治会活動も高齢者が働きながら理事を引き受ける状況が増えていくのではないかと思います。</p> <p>◇これは逆に若い人も自治会活動を担いながら、高齢者とともに協力していく、地域の子供たちとも共存していくことも重要となっていくのではないかと思います。</p> <p>*市役所としてこのような状況下、自治会活動をどのように捉えようとしているのでしょうか？</p>
担当部課	市民生活部 地域のつながり課

議題に対する回答等

平成28年度（2016年度）に実施した自治会町内会へのアンケートによると、自治会町内会等の運営上の課題として、「役員のみ手が少ない」「役員の高齢化」「会員の高齢化」「役員負担」などが挙げられています。

市としましても、役員負担軽減や効率的な組織運営ができるようハンドブックや手引きの作成、自治会町内会同士が抱えている問題解決に向けた情報提供や意見交換を行う交流会などを企画し、自治会町内会の課題の解決に向けた支援ができるよう取り組んでまいります。

また、多様化する地域課題の解決に向けて、自治会町内会だけでなく、市民活動団体なども含め、様々な主体や世代をつなげ、地域コミュニティの活性化を図っ

ていきたいと考えています。

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	西鎌倉-R2-5
テーマ	旧西鎌倉子ども会館の継続的支援
内容詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経緯) 旧西鎌倉子ども会館を地域活性化の拠点として活用する機会を与えて頂き、維持費の支援を頂いたことに対する感謝。</li> <li>・現状) お陰様で、地域の中でつながりの輪が広がり、今までにない地域の在り方が議論され始めている。「自治体に依存するのではなく地域の地域による地域のための拠点」</li> <li>・課題) 残念ながらコロナにより活動自粛の状況下、本来目指すべき形にはまだなっていない。1年では難しいかもしれない。</li> <li>・今後) 行政依存ではなく協働による街づくりを念頭に活動を展開したいと考えているので、来期以降も維持費の支援(予算化)をお願いしたい。これまでにない新しい街づくり事例となるよう頑張りたい</li> </ul>
担当部課	こどもみらい部 青少年課 市民生活部 地域のつながり課

議題に対する回答等	
<p>旧西鎌倉子ども会館の閉館にあたり、新たな活用について引き続き協議をさせていただいているところです。</p> <p>同会館が、世代間、あるいは多様な団体等の交流の拠点となり、効果的に活用されることにより、地域の活性化につながる事例となるよう、今後も協議を重ねていきたいと考えています。</p> <p>また、今後、地域住民による同会館の自主運営・自主管理が早期に実現できるよう、当面の支援の在り方の協議を継続していきたいと考えています。</p>	
添付資料	

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	西鎌倉-R2-6
テーマ	手広四丁目市道の速度規制のお願い
内容詳細	<p>場所 下記地図（地図の添付がありましたが、著作権の関係で掲載しておりません）の矢印（矢印は手広四丁目の片岡どじょう公園手前を左折し、1つ目の交差点を右折した先の下り坂を指しています）の区間</p> <p>現状</p> <p>(1)手広交差点を回避し、笛田リサイクルセンターの信号への抜け道として活用されている。手広交差点が通常的に何回かの信号待ちがあるので、鎌倉消防署深沢出張所前の信号を左折し東レ迄抜け、笛田リサイクルセンターの信号に抜ける道进行る人が多い。</p> <p>(2)その際、；矢印の区間を時速60キロぐらいで走る人も多い（下り坂になっておりスピードが出てしまうようだ）。</p> <p>(3)この市道の周辺は、子供たちの遊び場になっており、自転車で市道に出る子供たちもいる。その際、車にはねられそうになる危険を感じることもあったそうだ。</p> <p>お願い</p> <p>特に坂道になっているエリアに、スピードを出せないように道路に減速ロードハンプ等を取りつけるか、道路を狭くし、徐行しないと通れないようにする等の処置をして欲しい。子供が大怪我をしたり、命が奪われてから対応するのでは遅いのではないかと思います。</p>
担当部課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等	
<p>ハンプや道路に障害物を設置し道路幅員を狭くする狭さくについては、自動車等の速度抑制には効果的であると考えます。しかし、ハンプ等を設置することにより振動・騒音や通行の不便さなどの課題もあり、交通管理者である警察や地元町内会と協議・調整を図り、近隣住民の方々の理解を得る必要があります、長期的な課題と考えています。</p> <p>このため、まずは、路面標示等により、注意喚起できるかを検討してまいります。</p>	
添付資料	

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	西鎌倉-R2-7
テーマ	防犯カメラの設置率向上と窃盗事件の抑止
内容詳細	<p>現状</p> <p>◇今年になって新鎌倉山で6件の窃盗事件が発生しています。その為地区の住民が不安を感じており、防犯カメラの設置要望が高まっています。</p> <p>◇また南鎌倉自治会も高齢化が進み、老人世帯が多く、隣接する新鎌倉山での窃盗事件に対し、自分の近隣でも発生するかもと不安感が高まっています。</p> <p>要望</p> <p>◇現在の鎌倉市の防犯カメラ設置に対する基準が高いと思われるが、防犯カメラ設置を積極的に推進する意思はあるのかどうか</p> <p>◇犯罪抑止を意識した場合もっと鎌倉市として設置率を向上させるべきと思うが、どの程度の目標を持っているのかを知りたい</p> <p>◇また今の鎌倉市の防犯カメラ設置状況の実態を教えて欲しい。またその実態に対し、どのように判断しているのかも教えて欲しい。</p>
担当部課	防災安全部 市民安全課

議題に対する回答等	
<p>市では、地域住民の防犯意識を高め、地域と一体となった、安全・安心のまちづくりを進めるため、自治会町内会等の自主防犯団体が防犯カメラを設置する際、経費の一部を助成する制度を設けています。</p> <p>市内には自治会町内会が設置する防犯カメラの他、商店街に商店街団体による防犯カメラが設置されています。</p> <p>防犯カメラ設置にあたっては、犯罪抑止効果が期待できる一方、肖像権等の課題があり、地域住民の理解と合意なくして設置を進めることはできません。令和元年度末時点で、自治会町内会が設置する防犯カメラは84台ありますが、現在の制度を運用していくなかで、毎年15台程度設置の申し出をいただいております。設置率は年々向上しています。</p> <p>市の目標は、犯罪発生件数の抑制であり、防犯カメラのみを捉えての目標はありませんが、自治会町内会の防犯カメラ設置については、今後も積極的に支援し、更なる犯罪抑止に努めてまいります。</p>	
添付資料	鎌倉市地域防犯カメラ設置費補助金要綱

## 鎌倉市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全安心まちづくり推進のため、自治会・町内会等の自主防犯活動団体が設置する地域防犯カメラの設置経費に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域防犯カメラ 地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。
- (2) 自主防犯活動団体 自治町内会など地域住民で組織された団体であって、地域の安全安心まちづくりの推進に係る自主的な防犯活動を行う団体をいう。

(設置基準等)

第3条 補助の対象となる地域防犯カメラの設置は、次の各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合にあってはこの限りではない。

- (1) 自主防犯活動団体が新規設置する地域防犯カメラであること。
- (2) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、目的の達成に必要な撮影範囲に限定されるものであること。
- (3) 交通等の妨げにならない場所に、設置するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、市内において設置する地域防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、修理費用及び電気料金等の維持管理費等を除く次の費用とする。

- (1) 地域防犯カメラの機器購入費用及び設置工事費用
- (2) 地域防犯カメラの設置を示す看板等の設置費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1台につき、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)と、270,000円のいずれか低い額とする。

2 ただし、神奈川県地域防犯力強化支援事業による補助金の交付が決定した案件に限り、予算の範囲内において補助金の交付を行うものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防犯活動団体(以下「団体」という。)は、交付申請の前に地域防犯カメラの設置場所、設置時期及び撮影範囲等について、市長と事前協議を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の申請を行う団体は、地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防犯カメラ設置費補助事業計画書(第2号様式)
- (2) 地域防犯カメラ設置費補助事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 団体調書(第4号様式)及び団体規約の写し
- (4) 地域防犯カメラ管理責任者届出書(第5号様式)

- (5) 地域防犯カメラ設置見積書
- (6) 地域防犯カメラの仕様が分かる書類（仕様書等）
- (7) 地域防犯カメラ設置場所の図面（地図等）及び写真
- (8) 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書（第6号様式）
- (9) 団体に定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領
- (10) 地域防犯カメラの設置が地域に了承されていることを証する書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請があったときは、審査の上、適当と認めたものについて、補助金の交付の決定を行い、地域防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、地域防犯カメラ設置費補助金審査結果通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする際は、次の各号に定める指示又は条件を付するものとする。

- (1) 別に定める「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った適切な管理・運用を行うこと。
- (2) 地域防犯カメラ管理責任者に変更があった場合は、届け出ること。
- (3) 市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応すること。
- (4) 犯罪捜査等のため、警察等から地域防犯カメラの画像の提供を求められたときは、「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って適切に対応すること。
- (5) 申請者は、ネットワークカメラ(有線または無線でインターネットに繋がるネットワークを通じて、撮影した画像を確認できる地域防犯カメラ)を設置する場合は、パスワードを適時・適切に更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新するなど、適切なセキュリティ対策を講じること。

（変更の承認）

第10条 申請者は、地域防犯カメラ設置事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに地域防犯カメラ設置費補助事業計画変更申請書(第9号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、地域防犯カメラ設置費補助金変更交付決定通知書(第10号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、地域防犯カメラ設置費補助事業実績報告書（第11号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、当該年度中に市長へ報告しなければならない。

- (1) 地域防犯カメラ設置費補助事業結果報告書（第12号様式）
- (2) 地域防犯カメラ設置費補助事業収支決算書（第13号様式）
- (3) 地域防犯カメラの新規設置に要した経費の支払い領収書の写し
- (4) 地域防犯カメラ設置場所の確定図面（地図等）及び設置後の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、地域防犯カメラ設置補助金額確定通知書(第14号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査をした結果、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 申請者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、申請者が交付を受けた補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は5年を経過した場合は、この限りではない。

(関係書類の保管)

第15条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

2 市長は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業を中止又は変更したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(5) 前条第1項に該当するとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 地域防犯カメラの設置経費に対する補助金については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。